

平成18年度指定管理者監査（ふれあい館）結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日		対象 課(室、館)
平成18年 12月22日 (金)	午後	【指定管理者】 アクティオ(株) 【所管課】 生きがい推進課

2 実施場所 監査委員室及び各施設

3 監査の範囲 (1)平成17年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(2)施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点

【指定管理者】(1)協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

施設管理業務の実施状況

施設の利用状況

事故防止、安全確保への配慮

(2)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3)協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4)施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

関係帳簿の整備・記帳は適正か。

証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】(1)指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2)指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3)委託業務の履行確認は、清算報告書または実績報告書により適切に行われているか。

(4)事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。
ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

6 指導事項

(1) 協定書に基づいた書類を整備し、適正な指導、履行確認を行うべきもの

板橋区立ふれあい館（中台・高島平）の管理運営事業に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第8条では、施設の管理運営に関する経理事務を他の経理から区分し、当該事業の収支状況を明らかにすることと定めている。

また、年度協定書第7条では、基本協定書第14条に規定する事業報告書により履行を確認し、管理業務経費を支払うことと定めている。

今回監査を実施したところ、関連帳簿の一部内容について確認ができなかった。生きがい推進課は、下記の点について、改善を図られたい。

指定管理者に対して会計帳簿類の作成及び保管について指導するとともに、事業の実施状況について随時確認し、履行確認を適正に行うこと。

区の施設であることを充分踏まえたうえで、当該施設に関わる財務状況の精査を行ってサービスの質を向上させ、指定管理者制度を適用したことの利点が生じるよう、事業の運営状況の把握に留意すること。

（生きがい推進課）

平成18年度指定管理者監査（体育施設）結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	対象課（室、館）
平成18年12月20日（水）	【指定管理者】 （株）コナミスポーツ&ライフ 【所管課】 体育課

2 実施場所 監査委員室及び各施設

3 監査の範囲

- （1）平成17年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
- （2）施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点

- 【指定管理者】
- （1）協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
施設管理業務の実施状況
施設の利用状況
事故防止、安全確保への配慮
 - （2）協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
 - （3）協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
 - （4）料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
関係帳簿の整備・記帳は適正か。
証拠書類の整備・保存は適正か。
- 【所管課】
- （1）指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
 - （2）指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
 - （3）委託業務の履行確認は、清算報告書または実績報告書により適切に行われているか。
 - （4）事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。
ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

6 指導事項

(1) 協定書に基づいた書類を整備し、適正な指導、履行確認を行うべきもの

板橋区立体育施設の管理運営事業に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第6条では、施設の管理運営に関する経理事務を他の経理から区分し、当該事業の収支状況を明らかにすることと定めている。

また、年度協定書第4条では、基本協定書第14条に規定する事業報告書により履行を確認し、管理業務経費を支払うことと定めている。

今回監査を実施したところ、関連帳簿の一部内容について確認ができなかった。
体育課は、下記の点について、改善を図られたい。

指定管理者に対して会計帳簿類の作成及び保管について指導するとともに、事業の実施状況について随時確認し、履行確認を適正に行うこと。

区の施設であることを充分踏まえたうえで、当該施設に関わる財務状況の精査を行ってサービスの質を向上させ、指定管理者制度を適用したことの利点が生じるよう、事業の運営状況の把握に留意すること。

（体育課）

平成18年度指定管理者監査（熱帯環境植物館）結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	対象課（室、館）
平成19年2月1日（木）	【指定管理者】 西武造園・横浜八景島・西武緑化管理共同企業体 【所管課】 エコポリスセンター

2 実施場所 熱帯環境植物館

3 監査の範囲

(1) 平成17年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点

【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

施設管理業務の実施状況

施設の利用状況

事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

関係帳簿の整備・記帳は適正か。

証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】 (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 委託業務の履行確認は、清算報告書または実績報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は次のとおり。

6 指導事項

(1) 協定書に基づいた書類を整備し、適正な指導、履行確認を行うべきもの

板橋区立熱帯環境植物館の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第14条では、施設の管理運営に関する経理事務を他の経理から区分し、当該事業の収支状況を明らかにすることと定めている。

また、年度協定書第7条では、基本協定書第18条に規定する事業報告書により履行を確認し、第8条で、管理業務経費を支払うことと定めている。

今回監査を実施したところ、関連帳簿の一部内容について確認ができなかった。また、提出書類の一部に不備があった。

エコポリスセンターは、下記の点について、改善を図られたい。

指定管理者に対して会計帳簿類の作成及び保管について指導するとともに、事業の実施状況について随時確認し、履行確認を適正に行うこと。

区の施設であることを充分踏まえたうえで、当該施設に関わる財務状況の精査を行ってサービスの質を向上させ、指定管理者制度を適用したことの利点が生じるよう、事業の運営状況の把握に留意すること。

(エコポリスセンター)